

母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し

現状

- 生活の維持のために必要な費用、子供の進学に必要な費用等に充てるための資金を貸付
- 返済の負担に配慮し、子供の進学に要する費用の貸付は無利子で長期の返済期間（20年以内）を設定。
（他の資金は保証人がいる場合は無利子、保証人がいない場合は年利1.5%、返済期間は一定の据置期間の後、3年～20年に設定）

貸付金の種類（計12種類）

- 【子供の進学に要する資金】
修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金
- 【生活のための資金】 生活資金
- 【親の就業等に関する資金】
技能習得資金、就職支度資金、事業開始資金、事業継続資金
- 【その他生活に関連する資金】
医療介護資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

貸付実績（平成25年度）

- ・母子福祉資金貸付金 207億3717万円（41282件）
 - ・寡婦福祉資金貸付金 5億8882万円（989件）
- ※約9割が子供の進学等に要する資金の貸付
（注）父子福祉資金貸付金は平成26年10月創設

課題

- 貸付金制度について、ひとり親に保証人がいない場合でも借りやすい仕組みとする必要がある。



施策の方向性

- 貸付金の利率のあり方等を検討

困難を抱える世帯の子どもへの切れ目のない学習等の支援（イメージ）

生活を応援

学びを応援

- ひとり親家庭向けの施策は、ひとり親家庭特有の課題に配慮しながら、基本的な生活習慣の習得を支援することにより、子どもの健全育成を図るための取組を実施。
 - 生活困窮者自立支援制度は、生活困窮からの脱却を主眼に自立のための包括的な支援を実施。
- ⇒ **両者が役割分担しながら対応することで、小学校等から高校生まで、切れ目のない学習等の支援を実施し、「貧困の連鎖」の防止の強化を図る。**

就学前

小学校

中学校

高校

大学

ひとり親家庭の子供等の支援

- 【ポイント】 親との離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添った子どもの健全育成。
- 【対象の考え方】 就学前、小学生は本施策で対応、高校中退後の支援も実施。
- 【強化すべき分野】 家に一人でいることが多い子どもの食事の提供も含めた居場所の確保。

就学前の支援

家事援助等のヘルパー派遣

強化



子どもの生活・学習支援

学習支援、ホームフレンド派遣、学童保育終了後の居場所提供、調理実習や食事の提供

強化



高校中退者への支援

高等学校卒業程度認定試験の合格支援

強化



子どもの学習支援（※）

（※）制度施行により大幅な支援拡充

強化



強化

高校中退防止の取組を強化

家庭訪問の強化

生活福祉資金（教育支援資金）（拡充）



生活困窮者自立支援制度

- 【ポイント】 将来の自立に向けた包括的な支援。
- 【対象の考え方】 高校卒業が自立のための一つの大きなポイントになることから、中学生を中心に支援。
- 【強化すべき分野】 高校中退防止と、家庭状況により複雑な課題を抱えるなどにより、支援が必要だが事業に参加できない子どもの把握、併せて親への支援につなげるための家庭訪問の強化。

* 学習支援については上記の他に、家庭での学習が困難で、学習習慣が十分に身につけていない中学生等を対象とした学習支援（地域未来塾）を拡充実施するとともに、高校卒業や大学等への進学を後押しするため、高校生等を対象とした学習支援（高校生未来塾（仮称））を新たに実施する。

ひとり親家庭の生活・学習支援の実施

～子供の居場所づくり等～

生活を応援

学びを応援

現状と課題

- 母子世帯の母の50.8%、父子世帯の父の71.5%は、仕事を終えて帰宅する時間が18時以降であり、子供が学校から帰ってから行ける居場所づくりと学習支援、安価で食事が食べられる施設が必要との指摘がある。
- また、家計管理なども含めた親の学び直しの必要性が指摘されており、その際、託児サービスの利用が必要との指摘がある。

施策の方向性

- 「子どもの生活・学習支援事業」を新たに実施し、子どもの基本的な生活習慣の習得を支援するため、学習支援、学童保育終了後の居場所の提供、調理実習や食事の提供（配食又は食堂の運営）等を行う。
- 「ひとり親生活支援事業」を新たに実施し、親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計相談、学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。
- 学習支援は、大学生、教員OB、e-ラーニングを活用して実施する。また、ひとり親生活支援事業については、事業利用中の託児サービスを利用可能とする。



子どもの生活・学習支援事業（仮称）

学習支援、放課後児童クラブ終了後の居場所の提供、調理実習や食事の提供（配食又は食堂の運営）、ホームフレンドの派遣、その他の取組を実施することにより、ひとり親家庭の子供の学習支援・居場所作りを行う。



ひとり親生活支援事業（仮称）

悩み相談、育児や健康管理、家計管理などに関する専門家による講習会等の開催、高卒認定試験を目指す方の学習支援などを通じ、ひとり親家庭同士のネットワークづくりや学び直しを支援する。



生活困窮世帯等の子どもの学習支援の拡充

学びを応援

生活を応援

(高校生に対する中退防止の取組強化、家庭訪問の強化による生活困窮世帯等の自立促進等)

現状

- 学歴別、年齢層別の貧困率で見ると、特に若年層においては「中卒者（高校中退含む）」の貧困リスクが非常に高い。
- 生活保護受給者の高校中退率5.3%、一般世帯の高校中退率1.5%
⇒3.5倍（H24実績）
- 一方で、モデル事業等において、高校生を対象として実施している自治体は全体の1 / 5程度
- 子どもは人間関係の形成に不安があり、集団型の支援になじめない子が存在する。生活困窮者自立支援制度が施行されたばかりで十分に浸透していないため、生活困窮者が自ら相談窓口に行くことが難しい。
- ひとり親については母子父子寡婦福祉資金（修学資金）があるが、二人親で多子の貧困世帯を含め子どもの貧困全てに対応しているものではない。



課題

- 高校進学が就労を含む自立のポイントとなるが、学習支援事業により高校進学を果たした後、中退する対象者が多い。
- 支援が必要な子どもに支援を提供し、子どもの自立に資するとともに親の支援につなげる必要。
- 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）の見直しに伴う生活福祉資金（教育支援資金）における対応。

施策の方向性

- 学習支援事業について、高校中退防止の取組強化を検討。
- また、支援が必要な子どもに支援が届くよう、家庭訪問の強化の検討。
- 生活福祉資金の見直し（多子世帯等への教育支援資金等）を検討。

